

ID: 634

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第65条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【根拠条文】 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日